

大口町告示第30号

大口町まちづくり道具箱整備事業助成金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成29年3月29日

大口町長 鈴木雅博

大口町まちづくり道具箱整備事業助成金交付要綱の一部を改正する要綱

大口町まちづくり道具箱整備事業助成金交付要綱（平成19年大口町告示第128号）の一部を次のように改正する。

第1条中「大口町NPO活動促進条例施行規則（平成18年大口町規則第5号。以下「施行規則」という。）第15条の2」を「大口町まちづくり応援規則（平成29年大口町規則第15号。以下「規則」という。）第4条第2項」に、「大口町まちづくり道具箱整備事業助成金」を「大口町まちづくり道具箱整備事業に対する助成金」に改める。

第2条中「大口町NPO団体（以下「団体」という。）」を「規則第2条に規定する住民団体（大口町NPO活動促進条例施行規則（平成18年大口町規則第5号）第2条第1号に規定する大口町まちづくり団体を除く。以下「住民団体」という。）」に、「施行規則第15条の2による事業」を「規則第3条第2号に規定する事業」に改める。

第14条を削る。

第13条中「により」の次に「実施団体に」を加え、同条を第14条とする。

第12条中「代表者」を「実施団体」に改め、同条を第13条とする。

第11条中「代表者」を「実施団体」に改め、同条を第12条とする。

第10条中「助成事業を完了した代表者は」を「実施団体は、助成事業を完了したときは」に改め、同条を第11条とする。

第9条第1項中「代表者」を「実施団体」に改め、同条を第10条とする。

第8条の見出しを「（変更等の承認）」に改め、同条各号列記以外の部分中「大口町まちづくり道具箱整備事業助成変更・中止・取消承認書」を「大口町まちづくり道具箱整備事業助成変更・中止・取下承認書」に、「代表者」を「実施団体」に改め、同条第2号及び第3号中「により変更・中止・取消承認申請書」を「による変更等承認申請書」に改め、同条を第9条とする。

第7条の見出しを「（変更等の申請）」に改め、同条第1項各号列記以外の部分

中「代表者」を「実施団体」に、「大口町まちづくり道具箱整備事業助成変更・中止・取消承認申請書」を「大口町まちづくり道具箱整備事業助成変更・中止・取下承認申請書」に、「「変更・中止・取消承認申請書」」を「「変更等承認申請書」」に改め、同項第3号中「助成金確定額が、」を削り、同条第2項中「第5条第1項及び第2項」を「第5条」に、「により変更・中止・取消承認申請書」を「による変更等承認申請書」に、「第3条の規定」を「前条の」に、「第7条第1項第1号の規定」を「第8条第1項第1号の規定による」に改め、同条を第8条とする。

第6条第1項中「助成金の交付決定額」を「助成金交付決定額」に改め、同条第2項中「団体の代表者（以下「代表者」という。）」を「住民団体（以下「実施団体」という。）」に改め、同条を第7条とする。

第4条及び第5条を削る。

第3条中「団体の代表者」を「住民団体（以下「申請団体」という。）」に改め、同条を第4条とし、同条の次に次の2条を加える。

（意見の聴取）

第5条 町長は、前条の申請があったときは、大口町まちづくり活動促進委員会（以下「委員会」という。）に意見を求めるものとする。

2 委員会は、前項の規定により意見を求められたときは、別表第3により審査し、その結果を町長に報告しなければならない。

3 委員会は、助成金の交付目的を達成するため必要があるときは、条件を付し、町長に助言することができる。

（交付決定）

第6条 町長は、委員会からの報告を受け適当と認めるときは、大口町まちづくり道具箱整備事業助成金交付決定通知書（様式第2）を、不交付としたときは、大口町まちづくり道具箱整備事業助成金不交付決定通知書（様式第3）をもって申請団体に通知するものとする。

第2条の次に次の1条を加える。

（対象経費）

第3条 助成金の対象経費は、助成事業に係る経費で、別表第2に示す経費を除く

ものとする。

第15条ただし書中「代表者」を「実施団体」に、「及び」を「並びに」に、「並びに」を「及び」に改める。

第16条第1項中「受けようとする者」を「受けようとする実施団体」に改める。

第17条中「代表者」を「実施団体」に改める。

別表第1中「大口町まちづくり道具箱整備事業 対象要件表」を「対象要件表」に、

「

大口町NPO団体
団体の使命に基づき、一定期間継続して行う公益性がある事業を推進するに当たり、必要と認められる施設及び設備の整備又は改修事業

を

」

「

地域自治組織 NPO団体	地縁団体
団体の使命に基づき、一定期間継続して行う公益性がある事業を推進するに当たり、必要と認められる施設及び設備の整備又は改修事業	区域内住民が広く参加でき、かつ、公益性があると認められる事業を推進するに当たり、必要と認められる施設及び設備の整備又は改修事業

に

」

改め、同表その他の項中

「3 既にこの助成金を受けて施設等を整備又は改修した団体が2回目以降の助成を申請する場合は、その施設が引き続き活用されていること。」を

「3 既にこの助成金を受けて施設等を整備又は改修した団体が2回目以降の助成を申請する場合は、その施設が引き続き活用されていること。」に

4 「地縁団体」については、対象となる区域を明示すること。」

改める。

別表第2中「第4条」を「第3条」に改める。

別表第3中

「 審査基準		を
審査基準項目	説 明	
「 審査項目		に
審査項目	説 明	

改める。

様式第1中「第3条」を「第4条」に改め、

「登録団体種別 大口町NPO団体
登録番号」を削る。

様式第2中「第5条」を「第6条」に改め、

「登録団体種別 大口町NPO団体
登録番号」を削り、「NPO活動」を「まちづく

り活動」に改める。

様式第3中「第5条」を「第6条」に改め、

「登録団体種別 大口町NPO団体
登録番号」を削る。

様式第4中「第6条関係」を「第7条関係」に改め、

「登録団体種別 大口町NPO団体
登録番号」を削り、「第6条第2項」を「第7条

第2項」に改める。

様式第5中「第7条」を「第8条」に改め、「大口町まちづくり道具箱整備事業
助成変更・中止・取消承認申請書」を「大口町まちづくり道具箱整備事業助成変更・
中止・取下承認申請書」に改め、

「登録団体種別 大口町NPO団体
登録番号」を削り、「取り消したい」を「取下げ

したい」に、「取消し」を「取下げ」に改める。

様式第6中「第8条」を「第9条」に、「大口町まちづくり道具箱整備事業助成変更・中止・取消承認書」を「大口町まちづくり道具箱整備事業助成変更・中止・取下承認書」に改め、

「登録団体種別 大口町NPO団体
登録番号」を削り、「取消しについて」を「取下

げについて」に、「取消し後」を「取下げ後」に改める。

様式第7中「第10条」を「第11条」に改め、

「登録団体種別 大口町NPO団体
登録番号」を削る。

様式第8中「第11条」を「第12条」に改め、

「登録団体種別 大口町NPO団体
登録番号」を削る。

様式第9中「第12条」を「第13条」に改め、

「登録団体種別 大口町NPO団体
登録番号」を削る。

様式第10中「第13条」を「第14条」に改め、

「登録団体種別 大口町NPO団体
登録番号」を削る。

様式第11及び様式第12中 「登録団体種別 大口町NPO団体
登録番号」を削る。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。